

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	52 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	39 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年5月から48年8月まで

私は、昭和43年ごろ、妻に夫婦の国民年金の加入手続をしてもらい、妻が亡くなるまで継続して夫婦二人分の国民年金保険料を納付してもらっていた。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

当時の納付方法及び保険料額は妻に任せていたので覚えておらず、また、現在は処分して無いが、はんこを押した国民年金手帳及び領収書を当時所持していた。妻は亡くなる3か月前までは自宅療養していたものの、日常の行動は一人で行っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年に国民年金に加入して以降、申立期間直前までは国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の納付記録を見ると、納付を担当していた申立人の妻が昭和47年4月の国民年金保険料を納付していることから、昭和47年度分の保険料納付書を所持していたものと考えられ、申立期間の保険料についても現年度納付することが可能であった。

さらに、申立期間直前の昭和45年7月から47年4月までについて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、厚生年金保険の被保険者、国民年金の未加入及び未納となっているが、申立人は納付済みであることから、申立人の妻は、その夫の分のみを納付していたと考えられ、申立期間も同様に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間直前の昭和47年4月の納付記録の訂正について、申立人に係るA市の被保険者名簿を見ると、同年4月はいったん納付済みの記録がなされた後取り消され、再度納付済みとされていることが確認できるなど、行政側の事務的過誤が確認できることから、申立期間の納付記録が失われた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年9月まで
② 昭和52年4月から同年9月まで
③ 昭和52年10月から53年3月まで
④ 昭和53年4月から57年3月まで

私は、国民年金は納めるべきものと思い、A市で加入手続をしたと思う。

申立期間①についてはA市に住んでいるところに納めたと思う。結婚後の申立期間②、③及び④については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を近くの銀行で支払っていた。夫の保険料は納付済みになっているのに、私の分が未納とされているのは納得できない。

特に申立期間③については、納めた領収書が残っている。還付されたということだが、還付を受けた記憶もないので、もう一度記録をよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人の所持する国民年金保険料領収書を見ると、昭和52年10月から同年12月までの3か月及び53年1月から同年3月までの3か月の国民年金保険料をそれぞれ52年12月27日及び53年2月6日に納付されていることが確認できる。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が氏名変更の手続を行った昭和52年4月13日と同日付けで資格喪失の手続がなされていることが確認でき、申立期間は未加入期間となるため、申立人が同年12月及び53年2月に納付した国民年金保険料が、同年7月に還付処理されていることが申立人に係る特殊台帳及び申立人の所持する領収書から確認できる。し

かし、57年4月又は同年5月ごろに当該資格喪失の処理は取り消され、申立期間は強制加入期間となることから、社会保険庁(当時)は上記還付処理を取消し、納付済記録に訂正しなければならないものと考えられるが、記録訂正が行われた事跡は確認できない。

申立期間②について、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、上述のとおり資格喪失の処理がなされているが、申立人は変更後の氏名が記載された昭和52年度分の納付書を所持しており、申立期間直後の国民年金保険料を納付していることが申立人の所持する領収書から確認できることから、申立期間についても同様に納付していたと考えるのが自然である。

また、上述のとおり当時のB市の記録管理に不備が認められることから、申立期間の納付記録が何らかの事務的過誤により失われた可能性も否定できない。

申立期間①について、申立人はA市で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市で昭和51年1月31日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間①のうち、47年4月から48年9月までの国民年金保険料については、時効により制度上、納付できない。

また、申立期間①のうち、昭和48年10月から50年9月までの期間については、過年度納付及び現年度納付が可能であるが、申立人はさかのぼってまとめて納付した記憶はないと陳述している。

さらに、C市において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、当該手帳記号番号における納付記録は無く、申立人は不在者として扱われている上、申立人自身も同市で国民年金保険料を納付した記憶はなく、国民年金手帳についても受け取った記憶はないと陳述している。

申立期間④について、申立人は申立期間の国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に銀行で納付していたと申し立てている。

しかし、上述のとおり、申立人は昭和57年4月又は同年5月ごろまで国民年金未加入者の取扱いを受けていたことから、申立期間④の国民年金保険料を納付するための納付書は発行されず、現年度納付することはできなかったものと考えられ、このことは昭和56年度までB市の収滞納一覧表に申立人の記録が無いことと符合する。

加えて、申立人が申立期間①及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年8月まで

昭和42年に夫婦一緒に国民年金に加入して、夫婦で集金人に国民年金保険料を納付してきた。その後、平成10年*月に夫が60歳で保険料の納付が終了した後、私も同じように納付が終了するものと思い保険料を納付していなかった。しかし、市役所のいつもの集金人が来て、申立期間の保険料を納付するように何回も説明を受けた後、今となっては、はっきりと覚えていないが、おそらく11年3月から同年6月ぐらいの間に納付した。その際、11か月分の保険料を1回で納付し、これまで集金人から受け取っていた様式と同じ手書きの領収証書を11枚受け取ったが紛失した。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を1回で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年2月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、国民年金の被保険者資格の喪失は、平成11年9月であることがオンライン記録から確認できることから、申立期間は強制加入期間であり国民年金保険料を納付することが可能である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料をいつもの集金人に1回で納付し、これまで集金人から受け取っていた様式と同じ手書きの領収証書を11枚受け取ったと陳述していることについて、A市では、平成14年3月まで集金人制度が存在している上、申立人が現在保管している10年1月から同年9月までの領収証書からも申立人宅に集金人が訪問していたことが確認でき、申立人の

陳述には信^{びょう}憑性がうかがえる。

さらに、A市では当時、過年度保険料を集金することはないとしているが、市の国民年金カードを見ると、平成9年6月30日に夫婦の7年7月から9年6月までの過年度を含んだ国民年金保険料を市の集金人が集金していたことが備考欄に記載されていることから、申立期間の保険料も集金人に納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立人及びその夫は、申立人の申立期間を除き、夫婦で国民年金の加入手続をした昭和42年4月からの国民年金被保険者期間の保険料を完納しており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる上、加入手続後に住所変更は無く、当時の生活状況にも特段の変化は認められない。

このほか、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は記録管理の強化が図られ、収納記録が欠落することは考え難いが、申立人の申立期間の国民年金保険料納付については、集金人による収納であり、集金人の手書きの納付書を使用している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から59年9月まで
② 昭和60年4月から同年9月まで

私は、時期ははっきりとは覚えていないが、A市役所に行き、職員に国民年金に加入したいと伝えたところ、同職員は私の資料を調べ、「あなたは、昭和58年3月26日から59年10月1日までの間、何も入っていませんね。さかのぼって、この期間の国民年金保険料を支払いなさい。支払わなければ交通事故で障害者になった時、あなたが困りますよ。」と言われた。同伴した母が驚き、対応した男性職員の態度が横柄で感じが悪く、閉口させられたのをよく覚えている。

私が年金手帳を手にした昭和60年4月から、市役所から送られてきた納付書を使って、母が2か月ごとに、同年4月からの国民年金保険料とともに58年3月からの保険料をさかのぼって郵便局で納付してくれた。たまには、私も母に同伴することもあった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月から申立期間②の国民年金保険料とともに申立期間①の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和61年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。また、申立人のA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人は、国民年金の被保険者資格をさかのぼって60年4月1日に取得していることが確認できる。この場合、手帳記号番号の払出時点において、

申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能である上、申立期間②直後の同年10月から61年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、市職員から障害年金の受給要件についての説明を受けて保険料納付の意志を持ったと推測される申立人及びその母親が、国民年金の被保険者資格を取得した60年4月から同年9月までの申立期間②の保険料を納付せずに、同年10月から61年3月までの6か月の保険料のみを過年度納付したと考えるのは不自然である。

また、申立人のオンライン記録を見ると、昭和60年10月から国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できるとともに、申立人の保険料を納付していたとする母親のオンライン記録を見ると、44年4月から国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまでの保険料をすべて納付しており、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②は6か月間と短期間であり、申立人は、経済的に困ることとはなかったと陳述している上、申立人及びその母親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立人は、昭和60年4月1日に国民年金に強制加入していることが確認できるが、それ以前に国民年金に加入した形跡は見当たらない。この場合、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月及び同年3月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月及び同年3月
② 昭和59年8月から60年3月まで

私は、昭和55年6月に国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたが、A市役所で、国民年金の保険料納付状況を聞いたところ、記録がおかしいことに気がついた。平成20年3月17日に保険料納付記録についての照会申出書を提出したところ、昭和58年4月から59年1月までの付加保険料を含む保険料の納付は確認されたが、その他の期間の納付は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①について、私は、国民年金加入時から継続して付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたが、昭和59年2月及び同年3月についてのみ付加保険料の納付記録が無いのはおかしい。

申立期間②について、主人の海外赴任にあたり、主人の勤務先の説明会で、「昭和60年3月までの国民年金保険料を完納しておくように。」と言われた。そこで、B市役所又は郵便局で付加保険料を含む保険料を一括で納付したが、納付した期間の保険料が納付とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月に国民年金の加入手続を行った上、付加保険料を含む国民年金保険料を納付しており、申立期間①については、定額保険料のみが納付となっているが付加保険料も納付したとし、申立期間②については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人は、昭和59年3月2日にC市からB市に転居していることが申立人の住所記録から確認できることから、C市の被保

険者名簿及びオンライン記録から、58年4月から59年1月までの付加保険料を含む国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、付加保険料の納付を停止した記録も見当たらないことから、申立期間①の保険料も転居前のC市で作成された納付書で納付可能であったものと考えられる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間①に続く昭和59年4月からの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していることが確認できる上、仮に、転居後のB市で作成された納付書で申立期間①の保険料を納付したものだとしても、オンライン記録には、付加保険料の納付を停止した記録は見当たらないことから、納付した保険料は付加保険料を含んでいたと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間①の直前である昭和58年4月から59年1月までの国民年金保険料について、定額保険料のみ納付済みの記録となっていたが、C市の被保険者名簿によって、付加保険料の納付記録についての記録漏れが判明したことにより、平成20年9月3日に納付記録が訂正されていることから、申立期間①の国民年金保険料の納付記録の管理にも事務的過誤があった可能性を否定できない。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和59年8月2日に海外へ転出していることが申立人の住所記録から確認できる上、61年4月の法改正までは、「海外在住の邦人は国民年金の適用除外」であったことから、申立期間②は国民年金に加入できず、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、昭和59年8月2日に任意加入の国民年金被保険者資格を喪失している記録が確認できる上、申立人が所持する年金手帳にも同日に被保険者資格の喪失の記載があることから、申立人は、夫の海外赴任に同行するために同年8月2日に資格喪失の手続を行ったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月及び同年3月の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私は、会社を退職した昭和55年2月ごろにA市B区で国民年金に加入した。同年3月*日に結婚をした後、C市D町に転居し、サラリーマンの妻であったので、C市役所で国民年金の任意加入被保険者に種別変更の手続をした。58年5月には、同市E町に転居したが、国民年金保険料は継続して59年3月まで納付書で納付した。

申立期間直後の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料について、C市役所から未納通知書が届いたので、任意加入を辞めるため資格喪失の手続をしたと思う。

申立期間の国民年金保険料は納付しているので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月*日に結婚によりC市D町に転居し、C市役所で国民年金の任意加入被保険者に種別変更の手続を行い、国民年金保険料を継続して59年3月まで納付書で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、C市の被保険者名簿から、昭和55年2月1日に強制で被保険者資格を取得した後、同年3月24日同市に転入、59年3月24日に強制の被保険者資格を喪失し、同日に「再任意」として種別変更が行われた後、同年7月22日に被保険者資格を喪失したことが記録されている。また、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、55年2月から58年9月までの保険料を現年度納付していることが市の被保険者名簿及びオンライン記録から確認できることから、申立期間の保険料について

ても、申立人が所持する現年度納付書による納付が可能であったと考えられる。

また、申立人は申立期間直後の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については国民年金の任意加入被保険者であったことから、申立期間である昭和 58 年度を最後に 59 年度は保険料を納付する意思はなかったと陳述し、そのことを示す資料として C 市から発送された昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの保険料に対する未納通知書を保管しているなど、任意加入制度を熟知していたと推察され、その陳述には信ぴょう性がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月及び同年11月

昭和63年7月ごろ、会社を退職後、A県B市役所の支所が実家の近くにあったので、私が国民年金の加入手続を行い、納付書を発行してもらった。

昭和63年12月に就職のため、B市からC市に転居する前後に、申立期間の国民年金保険料をB市又はC市のどちらかで2か月まとめて1万5,000円ぐらい納付した。

申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月に就職のため、B市からC市に転居する前後に、申立期間の国民年金保険料をどちらかの市で2か月分まとめて納めたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の加入者の記録から、昭和63年7月及び同年8月ごろにA県で加入手続を行っていることが推定できるとともに、加入手続後、同年7月から同年9月までの国民年金保険料を現年度納付していることが申立人のオンライン記録から確認できる。

また、申立人は就職のため、B市からC市に昭和63年12月に転居し、同年12月から厚生年金保険の被保険者となっているが、C市の国民年金被保険者名簿は、平成元年2月14日に作成されていることから、この時期に同市で国民年金に関する手続を行ったと推測でき、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付が可能であったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料は1万5,400円（1か月7,700円）であり、申立内容とおおむね一致しているほか、厚生年金保険の資格喪失後、

速やかに国民年金に加入しているなど、申立人の年金に対する意識の高さがかがえることを踏まえると、保険料を納付する意思を持ち国民年金の手続を行った申立人が、申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月から同年11月まで
② 昭和60年7月から61年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行っていたにもかかわらず、国民年金保険料を納付していないはずがない。

申立期間①の国民年金保険料はA県に居住していたときに一部又はすべての保険料を納付していたと思っていたが、B市に居住していたときに市の職員に「A県居住時分が未納です。」と言われて、A県居住時分の保険料を納付した。申立期間②の保険料は、銀行又は市役所で納めている。

年金制度に関心を持っていたので、国民年金保険料を納付していない事はない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付し、申立期間②の保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の最初の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入状況から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和60年4月ごろであると推定される。この場合、加入手続時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。

また、申立人の国民年金の資格について、申立人所持の年金手帳の資格記録欄の記載を見ると、昭和57年3月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失し、その後、58年9月1日に資格を再取得するま

で、国民年金に加入した形跡は見当たらず、それらの記載は申立人が同年 10 月から居住した B 市で記載されたことが確認できる上、オンライン記録及び C 市の国民年金被保険者名簿でも同様に資格の取得及び喪失が記録されている。この場合、申立期間①のうち、57 年 2 月及び同年 9 月から同年 11 月までの期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

次に、申立期間②について、申立人の C 市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 60 年 4 月 30 日に国民年金に任意加入した後、同年 12 月 17 日に被保険者資格の喪失の届出を行い、同年 12 月 18 日に資格を喪失していることが確認できる上、オンライン記録から、その後、61 年 4 月に第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できるが、それまでは国民年金に加入した形跡は見当たらない。この場合、申立期間②のうち、60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

一方、申立期間②のうち、昭和 60 年 7 月から同年 11 月までの期間について、C 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳を見ると、申立人は、B 市から C 市への転居に関する国民年金の住所変更手続を同年 7 月 17 日に行っていることが確認でき、当該期間の保険料を C 市で現年度納付することが可能であったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。ことに、オンライン記録及び C 市の国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和 60 年 4 月 30 日に国民年金に任意加入し、同年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付していることが確認できるところ、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間②のうち、同年 7 月から同年 11 月までの保険料を納付したものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から52年3月まで

私は、勤務していた会社を退職した翌日の昭和51年8月11日に、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付は、父親が自身、母親及び私の3人分を一緒に納付してくれていた。

両親はそれぞれ60歳まで国民年金保険料を完納しており、私も申立期間以外に未納はなく、支払うべきものを支払わないはずはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親も、国民年金制度発足の昭和36年4月からそれぞれ60歳に到達するまで保険料を完納していることが確認できることから、申立人及びその両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月8日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったところ、申立人に係る特殊台帳を見ると、51年8月の欄に「53年催」と押印され、この時期に申立期間の保険料の催告が行われている事跡が確認できる上、申立期間に係る過年度保険料の納付書が発行されていたことが推定できることから、申立期間が8か月と短期間であることを踏まえると、納付意識の高い申立人の父親が申立期間の保険料を過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から48年5月まで

私の母は、既に亡くなっているが、よく私に、「年金は免除月数分もあるが、基本的には納付しているので老後の心配はいらない。」とよく言っていたので、申立期間についても納付しているはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に係る特殊台帳によると、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、申立人の夫は過年度納付済みであることが確認できる上、申立期間後の両人の納付状況はおおむね同一であることが確認できる。

また、申立人の夫は、国民年金だけで25年の受給資格期間を充足しようとする場合には、同人が35歳に達した月までさかのぼって国民年金保険料を過年度納付する必要があったものの、それ以前の期間に厚生年金保険の加入期間が存在することから、必ずしも35歳に達した月から納付する必要はなく、申立人についても同様の状況であったことから、このことと申立人及びその夫が納付行動をとともにしていたことを踏まえると、両人が過年度納付する場合には、同一の期間に係る保険料を同時に遡及^{そきゆう}納付するものとするのが自然である。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人と同一日に払い出されている国民年金手帳記号番号は、申立人の番号よりも前だけで約8,000人分存在することから、当時、申立人の居住しているA市において実施されていた特

別適用対策により払い出されたものと推認される上、申立人及びその夫に係る特殊台帳によると、申立期間のうち、昭和43年12月から48年3月までの期間については、兩人共に未納の記録となっていることが確認できることから、申立人及びその夫については、49年4月から現年度納付を開始するとともに、原資のある限りで昭和48年度保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は既に亡くなっており、納付の状況は不明であるほか、申立期間のうち、昭和43年12月から48年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から60年9月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について母親に任せていたので、詳しいことは分からない。しかし、私は会社を退職した昭和58年5月以降、実家の事業を手伝っていたことから、私の加入手続は母親が行い、その後の保険料については、母親が、自身と私の弟の保険料と一緒に、私の分についても納付していたと思う。

近年、ねんきん特別便を見て私の納付記録に未納があると分かったので、その確認をしようと当時の事情を母親に尋ねたところ、母親は国民年金保険料を集金人に納付していたようであり、そうであるのなら、定期的に訪れる集金人に対し、母親が私の分だけ納付しなかったとは考え難い。また、その後、社会保険事務所（当時）で記録を確認したところ、申立期間直後の期間に係る保険料が、後日さかのぼって納付されたものであることが分かったが、仮に、さかのぼって納付したのであれば、母親はもっと過去の分までさかのぼって納付したのではないかと思う。

さらに私は、昭和62年10月の婚姻時に母親から国民年金手帳をもらった際、母親から「今まで掛けてきたので大事にしてください。」と言われたことを覚えており、その母親が私の婚姻前の期間について私の分だけ未納にしていたとは考え難く、申立期間が未納期間とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び婚姻までの国民年金保険料の納付についてその母親に任せていたとし、母親が自身の保険料と申立人の弟の保険料と一緒に、申立人の保険料についても定期的に納付したと申立ているが、申立人に

係る市の被保険者名簿を見ると、申立人の加入手続の受付日が昭和61年10月6日となっていることが確認でき、申立人については、この時期に加入手続がなされたものと推認できる。このことは、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が、同年11月6日に払い出されていることとも整合しており、この場合、少なくとも上記加入手続時点まで、申立期間は未加入期間として認識されていたことになり、申立人の母は、制度上、申立期間当時に自身の保険料及び申立人の弟の保険料と一緒に申立人の保険料を現年度納付することはできず、申立内容とは一致しない。なお、上記加入手続時点において、申立期間のうち、59年6月以前の保険料については、既に時効により制度上遡^{そきゅう}及納付することはできなくなっていた。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立人に係る市の被保険者名簿の検認記録欄を見ると、申立期間直後の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料を、62年9月に一括して過年度納付していることが確認できる。この場合、この過年度納付時点において、申立期間のうち、60年7月から同年9月までの期間に係る保険料については、その直後の期間と同様に過年度納付書を入手し、保険料を納付することが可能な期間であったところ、申立人の母親が当該期間についてのみ未納を看過し、その直後の期間から保険料を納付したとすることは不自然であり、当該期間に係る保険料については、上記過年度納付時に遡及納付がなされた可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月

私は、会社を退職し、平成2年2月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、9年4月に再就職するまでの間、父が私の国民年金保険料を毎月納付期限内に確実に納付してくれていたはずであるのに、「ねんきん特別便」を見ると、申立期間の1か月間のみが未納として記録されている。

なぜそのようなことになるのか納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人が会社を退職して再就職する平成2年2月から9年3月までの約7年間の国民年金被保険者期間において、申立期間以外の国民年金保険料を完納するとともに、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親は、厚生年金保険被保険者期間途中の国民年金被保険者期間において、時効により納付できない一部の期間を除き、保険料をすべて納付していることから、父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の第3号被保険者の記録から平成3年11月ごろに行われたものと推定されるところ、その時点で過年度保険料となる申立期間前後の2年2月から3年3月までの国民年金保険料について納付済みであることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人の父親が、1か月間と短期間である申立期間の保険料のみを過年度納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

昭和60年5月にA市B区へ転居した時、夫が私の国民年金の加入手続きを行い、その後の国民年金保険料については、私が第3号被保険者となるまで、私が自宅に送付されてくる納付書により郵便局で2回から3回納付したように思う。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年5月4日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、申立期間直前の同年5月及び同年6月の国民年金保険料を現年度納付するとともに、国民年金法が改正された申立期間直後の61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得しているところ、その該当届は同月内において適切に行われていることが申立人のオンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金に対する関心の高さがうかがえるほか、保険料の納付が必要な国民年金被保険者期間において、申立期間以外は保険料を完納している。

また、申立期間は9か月間と短期間である上、当時A市では3か月単位で納付書が送付されていたことから、申立人が国民年金保険料を郵便局で納付したとする回数は、申立期間における保険料の納付回数とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年12月15日及び19年12月19日に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、15年12月15日は22万7,000円、19年12月19日は3万5,000円と訂正前の額とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月15日は30万円、19年12月19日は21万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（平成15年12月15日は22万7,000円、19年12月19日は3万5,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、平成18年7月8日及び19年7月6日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、18年7月8日は27万4,000円、19年7月6日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成18年7月8日

③ 平成 19 年 7 月 6 日

④ 平成 19 年 12 月 19 日

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び④については、記録されている標準賞与額が実際に受け取っていた賞与額と相違しており、申立期間②及び③については、賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び④については、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賞与明細書の賞与額又は保険料控除額から、平成 15 年 12 月 15 日は 30 万円、19 年 12 月 19 日は 21 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により本来届け出るべき賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 15 年 12 月 15 日及び 19 年 12 月 19 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③については、申立人提出の賞与明細書から、申立人は、平成 18 年 7 月 8 日は 27 万 4,000 円、19 年 7 月 6 日は 30 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立期間の賞与額を社会保険事務所に届け出ていなかったとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 18 年 7 月 8 日及び 19 年 7 月 6 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月31日から同年8月25日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

一方、A社提出の申立人に係る旧社員台帳によると、申立人は昭和48年7月に退職していることが確認できる。同社は、「申立人の退職日は昭和48年7月31日と考えられます。」と陳述している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る元従業員は、「申立人は、退職後にアルバイトで勤務していたかもしれない。」と陳述している。

また、A社の給与関係の担当者は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除し納付した。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和48年7月の標準報酬月額については、申立人のA社における同

年6月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、事業主が資格喪失日を昭和48年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年8月1日から同年8月25日までの期間について、上記のとおり、A社は、申立人の退職日は同年7月31日である旨回答しており、当該期間に係る勤務を確認することができない。

また、申立人は、「A社を退職後、国民年金の集金担当者に昭和48年8月1日から加入した方がよいと言われ国民年金に加入したことを覚えている。」旨陳述しているところ、年金事務所の記録によると、申立人は、昭和48年8月1日から国民年金に加入し、同年8月から保険料を納付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から24年1月11日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B支店から同社本社へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店及び同社本社の元従業員の陳述並びに申立人と同時期にほかの同社支店から同社本社へ異動した複数の者の被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し(A社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録において、申立人と同日の昭和23年12月1日にA社内ほかの支店において転勤のため資格を喪失している者4人が、同社本社で同日に資格を取得していることが確認できることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和24年1月の社会保険事務所の記録から、3,300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、昭和56年10月及び同年11月については18万円、同年12月については17万円、57年1月から同年8月までの期間については18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年8月まで

社会保険事務所（当時）の記録によると、A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和56年10月から57年8月までの期間の標準報酬月額が16万円となっているが、所持する給与支払額明細書によると、厚生年金保険料として9,540円が控除されており、標準報酬月額は18万円となることは明らかであるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が、同社で支給されていた給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払額明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和56年10月及び同年11月については18万円、同年12月については17万円、57年1月から同年8月までの期間については18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、同年7月15日は29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に誤って届け出られているが、A社保管の所得税源泉徴収簿によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成17年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、同年7月15日に支給された賞与において、29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に誤って提出していることを認めていることから、事業主は、上記の所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、同年7月15日は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に誤って届け出られているが、A社保管の所得税源泉徴収簿によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成17年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、同年7月15日に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に誤って提出していることを認めていることから、事業主は、上記の所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、同年7月15日は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に誤って届け出られているが、A社保管の所得税源泉徴収簿によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成17年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、同年7月15日に支給された賞与において、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に誤って提出していることを認めていることから、事業主は、上記の所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、同年7月15日は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に誤って届け出られているが、A社保管の所得税源泉徴収簿によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成17年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、同年7月15日に支給された賞与において、28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に誤って提出していることを認めていることから、事業主は、上記の所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、同年7月15日は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に誤って届け出られているが、A社保管の所得税源泉徴収簿によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成17年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、同年7月15日に支給された賞与において、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に誤って提出していることを認めていることから、事業主は、上記の所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和 26 年 4 月 1 日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 25 年 1 月 4 日から 26 年 3 月 31 日までの期間、A社B支店に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店を退職した直後の昭和 26 年 4 月 2 日にC社に入社しているが、その入社までの事実経過の説明は鮮明かつ具体性があり、同社の説明とも符合することから、申立人は、申立期間もA社B支店に勤務していたことが推定できる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A社B支店における記録が見当たらないことから、オンライン記録の資格喪失日と照合できないところ、同社B支店を管轄していたD社会保険事務所（当時）は、「A社B支店提出の申立人に係る取得届により、昭和 25 年 1 月 4 日の取得は確認できたが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失しているため、喪失日の特定はできない。」旨回答している。また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、同社で資格を取得している同僚 14 人のうち、オンライン記録が存在するのは 2 人しか確認できない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考え

られるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間も継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の資格喪失日は昭和26年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人がA社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に社会保険事務所に届け出られた資格取得届の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとはいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 20 日から 39 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた昭和 34 年 11 月 20 日から 39 年 4 月 1 日までの期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。脱退手当金は請求も受給もしていないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 6 月 25 日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、2回の被保険者期間のうち、申立期間と近接している被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、「結婚後も、隣県からA社にしばらく勤務したが、通勤時間が長く体調を崩して同社を退職した。同社退職後も働く意思はあったので、半年ぐらいしてから別の事業所(厚生年金保険未適用事業所)に3か月ほど勤務した。」と陳述しており、申立期間当時において脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年10月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月23日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私はA社に昭和24年1月に入社し、43年に退職するまで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社グループ本社提出の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し(昭和36年10月21日にC社からA社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年11月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りが有ったとしていることから、事業主が昭和36年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年7月から14年8月までは26万円、15年4月は28万円、同年5月から同年11月までは30万円、同年12月は28万円、16年1月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月21日から16年3月26日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低額とされている。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年7月から14年8月までの期間、15年4月及び同年5月、同年10月から16年1月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、13年7月から14年8月までは26万円、15年4月は28万円、同年5月、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は28万円、16年1月は26万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年6月から同年9月までの期間については、保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料は無いものの、事業主は、「申立人の業務内容及び勤務形態等については、その前後の月と何ら変化は無く、報酬月額及び保険料控除額も同じであったはずである。」旨陳述していることなどを踏まえて総合的に判断すると、当該期間についても前後の月と同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと推認されることから、同年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年9月から15年3月までの期間及び16年2月については、給与明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、記録訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年12月1日から10年4月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年4月21日から同年8月13日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年8月13日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月1日から10年4月21日まで
② 平成10年4月21日から同年8月13日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における標準報酬月額が平成8年12月1日から15万円となっている旨の回答を得た。同社に勤務中の給与月額は28万から30万円ぐらいで15万円に下がることはなかった。

また、資格喪失日が平成10年4月21日である旨回答を受けたが、退職日は同年8月12日であり、妻は申立期間も国民年金の第3号被保険者期間となっている。

申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正し、平成10年8月13日まで厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、平成9年5月20日付けで、8年12月1日に遡^{そきゅう}及して15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様の処理は、A社の被保険者5人のうち、役員2人を含む4人についても確認できる。

さらに、A社に係る不納欠損決議書を見ると、同社は平成9年5月当時には社会保険料を滞納しており、事業主は管轄社会保険事務所に対し、標準報酬月額を引き下げ、保険料を減額して納付するとし、同年5月12日に8年12月1日に遡及して標準報酬月額を引き下げる旨の届を提出したことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、役員欄に申立人の氏名は見当たらず、また、申立人はC業務をしていたとしており、不納欠損決議書によると、当該減額訂正の届出は事業主及び取締役が行い、申立人は関与していなかったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年5月20日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について8年12月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由があったとは認められず、申立期間①のうち、同年12月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、28万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、当該遡及訂正処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、平成9年10月1日の定時決定において、15万円と記録されているところ、当該記録は、14年11月12日付けで、12年11月1日にA社が認定廃止により適用事業所ではなくなる旨の処理と同時に、管轄社会保険事務所が保険者算定したもので、同社会保険事務所は従前の標準報酬月額(減額処理された15万円)と同額で決定した旨回答している。

また、申立期間②について、当時、厚生年金保険被保険者であった事業主等4人の被保険者資格の喪失日を見ると、いずれも平成14年11月12日付けで管轄社会保険事務所によるA社の認定廃止に併せて、資格の喪失処理が行われており、事業主等3人は認定廃止日である12年11月1日に被保険者資格を喪失したと処理されているところ、申立人の被保険者資格の喪失日だけはその2年以上前の10年4月21日として処理されている。

しかし、申立人は、申立期間において、申立人の妻が第3号被保険者となっており、扶養者である自身が厚生年金保険に加入していたことは明らかである旨を主張しているところ、妻は、平成8年3月1日、10年8月13日及び12年5月1日に第3号被保険者資格を取得しており、申立人のA社での被保険者期間及び申立期間と重なる8年3月1日から10年8月13日までの期間は、その主張のとおり、国民年金の第3号被保険者期間となっていることが確認できる。

また、申立人は、A社から同業種で担当者と同顔見知りであったB社への転職は、年少の第一子がいたことに加え、第二子の出産も間近であり、健康保険被保険者証が必要不可欠であったことから、期間を空けずに行ったはずであると

しているところ、戸籍謄本によると、転職直後の平成10年*月*日に第二子が誕生していることが確認できる。

以上の事実から判断すると、申立人は申立期間②もA社で継続して勤務していたものと推認される。

このほか、申立人は、申立期間当時は年少の第一子と誕生間近の第二子がいたことから、健康保険被保険者証が無くなることを覚悟の上で退職し、空白期間を生じるようなことはするはずがないとも陳述しているところ、A社に係る不納欠損決議書を見ると、前述のとおり、申立期間当時、同社は経営難から社会保険料等を滞納している中で、管轄社会保険事務所に対し、平成9年5月12日に申立人及び事業主を含む被保険者4人の標準報酬月額を8年12月1日にさかのぼって引き下げる旨の被保険者報酬月額変更届を提出しており、その後も同社会保険事務所は滞納保険料の納付について、何度も事業主と面談し、指導を繰り返している記録は確認できるものの、上記の9年5月12日付けの被保険者報酬月額変更届を最後に申立人が資格を喪失した旨の届は提出されていないことが確認できる。

これらの事実を含めて総合的に判断すると、平成14年11月12日付けで行われた申立人の9年10月1日の定時決定に係る処理及び10年4月21日に遡及して資格を喪失した旨の処理は事実即したものと考えることは考え難く、有効な処理であったとは認められない。したがって、申立期間①のうち、9年10月から10年3月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における8年10月の定時決定の記録から28万円に訂正し、また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、10年8月13日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正後の平成10年3月の記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年6月1日）及び資格取得日（昭和38年9月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から同年9月2日まで

私は、昭和35年5月1日にA社B支店に入社し、一時的に同社の関連会社への出向期間があったものの、45年3月28日に退職するまで同社B支店に継続して在籍しており、出向期間中の給与も同支店から支給されていた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社B支店から同社の関連会社に出向していた期間のうち、昭和38年6月1日から同年9月2日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支店において昭和35年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年6月1日に資格を喪失後、同年9月2日に同社B支店において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社B支店提出の社会保険被保険者台帳及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に同社B支店での在籍が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して在籍していたことが認められる。

また、A社B支店提出の社会保険被保険者台帳及び前述の同僚の一人が提出

した社内報から、申立人が昭和38年6月1日から39年8月1日まで同社の関連会社に出向していたことが確認できるところ、同社B支店は、「申立人が当社の関連会社に出向した際、誤って厚生年金保険の被保険者資格喪失届を提出し、当該事務処理過誤に気付いた時点で資格取得届を提出したものの、資格取得日を遡及する取扱いとしなかったために3か月間の未加入期間が生じたのではないかと思われる。申立期間を含む申立人の出向期間中の給与は、当支店から支給していたものと考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年5月及び同年9月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B支店提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知届」における資格喪失日及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における資格取得日は、社会保険事務所の記録どおりとなっていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年6月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年8月1日から同年9月1日までの期間について、30万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から18年9月1日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、平成17年9月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額が実際の給与額と比較して低額となっている。当該期間の給与明細書から申立期間当時の給与は約26万円であったことが確認できるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書及び事業主提出の給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明と回答しているものの、事業主提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」における申立人の標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）の記録と一致していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年9月1日から18年8月1日までの期間について、申立人提出の給料明細書及び事業所提出の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致する。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成17年9月1日から18年8月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成7年11月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務したことが認められる。

また、複数の元従業員は、「A社では、入社してすぐに厚生年金保険に加入した。」と陳述しているところ、このうちの二人のA社における資格取得日は、前職での資格喪失日と同月又は前職での資格喪失日の翌月であることがオンライン記録により確認できる。

さらに、元事業主発行の給与証明書を見ると、保険料控除額の記載は無いものの、申立期間に25万円の給与が支給され、差引支給額が21万770円であることが記載されており、給与支給額と差引支給額との差額は、標準報酬月額を24万円とした場合の控除額(源泉所得税、厚生年金保険料及び健康保険料)とおおむね一致していることから判断すると、当該差引支給額は、厚生年金保険料等が控除された後の額であると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与証明書から推計される保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年8月1日から26年1月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を25年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年11月1日から23年10月30日まで
② 昭和25年8月1日から26年1月30日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。夫は昭和22年11月から25年7月までの期間は同社C支店に、同年8月から28年9月までの期間は同社B支店にそれぞれ勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録、申立人提出の勤続20年表彰状及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和25年8月1日にA社(C支店)から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、雇用保険の記録、申立人提出の勤続20年表彰状及び同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社C支店で勤務していたことが認められる。

しかし、A社(C支店)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社(C支店)は、昭和23年10月30日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間にA社C支店で勤務していたとする同僚は、オンライン記録において、当該期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらないほか、同人は、「申立期間に厚生年金保険料を控除されていたかどうかは分からない。」と陳述している。

さらに、複数の同僚の陳述から、申立期間にA社C支店に勤務していたとされる元支店長、元副支店長及び元従業員二人も、オンライン記録において、当該期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、A社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月28日から37年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍証明書及び昭和36年4月から同年12月までの賃金台帳、雇用保険の記録並びに事業主及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社(本社)で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額及び申立人のA社における昭和36年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和41年5月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため、納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、《申立期間》（別添一覧表参照）に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳等によると、賞与額にほぼ見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳等により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
8213	女		昭和40年 生		平成17年 8 月20日	15万円
					平成17年12月19日	17万円
					平成18年 8 月 3 日	15万円
					平成18年12月19日	17万円
8214	男		昭和37年 生		平成17年 8 月20日	20万円
					平成17年12月19日	26万円
					平成18年 8 月 3 日	20万円
					平成18年12月19日	26万円
8215	男		昭和44年 生		平成17年 8 月20日	20万円
					平成17年12月19日	26万円
					平成18年 8 月 3 日	20万円
					平成18年12月19日	26万円
8216	男		昭和44年 生		平成17年 8 月20日	20万円
					平成17年12月19日	26万円
					平成18年 8 月 3 日	20万円
					平成18年12月19日	26万円
8217	女		昭和38年 生		平成17年 8 月20日	15万円
					平成17年12月19日	17万円
					平成18年 8 月 3 日	15万円
					平成18年12月19日	17万円
8218	男		昭和49年 生		平成17年 8 月20日	20万円
					平成17年12月19日	26万円
					平成18年 8 月 3 日	20万円
					平成18年12月19日	26万円
8219	男		昭和44年 生		平成17年 8 月20日	20万円
					平成17年12月19日	26万円
					平成18年 8 月 3 日	20万円
					平成18年12月19日	26万円
8220	男		昭和35年 生		平成17年 8 月20日	20万円
					平成17年12月19日	26万円
					平成18年 8 月 3 日	20万円
					平成18年12月19日	26万円
8221	男		昭和39年 生		平成17年 8 月20日	20万円
					平成17年12月19日	26万円
					平成18年 8 月 3 日	20万円
					平成18年12月19日	26万円
8222	女		昭和47年 生		平成17年 8 月20日	20万円
					平成17年12月19日	26万円
					平成18年 8 月 3 日	20万円
					平成18年12月19日	26万円

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
8223	女		昭和53年生		平成17年8月20日	15万円
					平成17年12月19日	17万円
					平成18年8月3日	15万円
					平成18年12月19日	17万円
8224	女		昭和40年生		平成17年12月19日	15万円
					平成18年8月3日	15万円
					平成18年12月19日	17万円
8225	女		昭和52年生		平成18年8月3日	14万円
					平成18年12月19日	14万円
8226	女		昭和48年生		平成18年8月3日	15万円
					平成18年12月19日	17万円
8227	男		昭和56年生		平成18年8月3日	15万円
					平成18年12月19日	20万円
8228	女		昭和41年生		平成18年12月19日	9万8,000円
8229	女		昭和56年生		平成18年12月19日	17万円
8230	男		昭和47年生		平成18年8月3日	15万円
					平成18年12月19日	20万円
8231	男		昭和49年生		平成18年8月3日	15万円

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から16年3月まで

平成14年10月に厚生年金保険から国民年金に切り替わったのに気付いていなかったが、16年2月又は同年3月ごろに社会保険庁(当時)の職員が自宅に来訪し、申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされたので、後日、未納分の保険料を現金で支払った。

しかし、申立期間の国民年金保険料は未納のままとなっており、納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅を訪問した社会保険庁の職員に申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされたので、後日、保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録を見ると、申立人に対しては、申立期間中の平成15年6月及び17年2月に被保険者資格の取得勧奨が行われていることが確認できることから、申立期間について国民年金の第1号被保険者への切替手続は行われていないものと考えられ、この場合、保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、平成14年4月以降に国民年金保険料収納事務が国(社会保険庁)に一元化されて以後は、保険料収納機関での収納事務及び社会保険庁への書類等の送付は、光学化・機械化等により記録管理の強化が図られたため、保険料収納後の事務的過誤の可能性は少なくなったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年6月までの期間及び同年8月から6年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から2年6月まで
② 平成2年8月から6年2月まで

私の国民年金の記録を見ると、申立期間の国民年金保険料が納付免除とされていないが、申立期間については、いずれも会社を退職後、お金が無かったため、A市役所で保険料の納付免除を申請した。申立期間を保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年7月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期が8年2月ごろであったこと、及び申立人の資格取得日が同年2月1日であることが確認できることから、申立期間①及び②は未加入期間となり、この場合、申立期間の保険料は、制度上、免除の承認を受けることができない。

また、申立人は、国民年金の加入^{あいまい}手続及び申立期間の国民年金保険料の免除申請について記憶が曖昧であり、これらの具体的な状況が不明である。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、平成元年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録等により各種の検索を行ったものの、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記、家計簿等）及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月、9年5月から10年1月までの期間及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月
② 平成9年5月から10年1月まで
③ 平成10年3月

私は、申立期間①の時は大学生で、申立期間②及び③のころは専門学校に自宅から通っていたので、私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は母が行っていた。

私の国民年金の加入手続をした母親は、「当時は、生活が忙しく、子どもの学費で出費も多く、国民年金保険料を当初は納付できなかったが、出費が少し楽になったころに加入手続をし、さかのぼって金融機関で納付書を使用して保険料を納付した。また、平成10年2月以降の保険料は父親の口座から口座振替で納付してきた。」と言っている。

私も国民年金保険料を納付していた母親も申立期間②及び③の保険料を免除申請した記憶はなく、免除の記録になっていることが納付できない。また、申立期間①の前後の期間の保険料も納付しており、1か月だけ納付していないとは考え難い。

いずれの期間についても領収書は残っていないが、申立期間当時、母親が記録していた家計簿にも私の申立期間の国民年金保険料が記入されているので、私の申立期間の納付記録を、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はその母親が平成9年ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、その時点でさかのぼって納付できる期間の国民年金保険料を過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期について、申立人の所持する国民年金

手帳を見ると、平成9年12月3日にA市で年金手帳が交付されていることが確認でき、申立人の母親は申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったことが分かる。しかし、申立人の母親は、8年4月のみの過年度保険料の納付書をどのように入手したか記憶していないと陳述している上、申立期間直後の同年5月から9年3月までの保険料を10年6月9日に納付していることがオンライン記録から確認でき、同年6月時点では、申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付できない。

これらの状況から、申立人の母親は平成10年6月9日に申立人に係る未納保険料を過年度納付しようとしたが、申立期間については、既に時効が成立し、納付できなかったものとするのが自然である。

申立期間②について、申立人は国民年金保険料の免除申請を行った記憶がなく、申立期間は保険料を納付していたと申し立てている。しかし、申立期間の納付を示す申立人の母親が当時記入していたとする家計簿を見ると、申立期間のうち平成9年11月の保険料額が記入されているが、その金額は翌年度の保険料額であることから、申立期間当時に記入されたものであるとは考えられず、また、申立期間直前の同年4月の保険料額も記入されているが、この同年4月の保険料は、翌年の10年2月12日に納付されていることがオンライン記録から確認でき、家計簿に記入されている申立人の保険料額は納付月に記入されたものとは認められない。

申立期間③について、平成10年1月に申立人の父親の口座から国民年金保険料の振替を開始する手続を行っていることが申立人の所持する「A市国民年金保険料貯金口座振替依頼書（本人控）」から確認でき、同年2月及び同年4月以後の保険料が、同口座から引落しされていることが、通帳から確認できるが、申立期間については同口座からの引落しを確認できない。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は上述の家計簿以外は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人がA市で年金手帳の交付を受けた平成9年12月3日は基礎年金番号導入後の時期であり、国民年金保険料の収納事務の強化が図られていることから、社会保険事務所（当時）において、事務的過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月、63 年 3 月から平成元年 3 月までの期間、3 年 2 月及び同年 3 月並びに 15 年 3 月から 16 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月
② 昭和 63 年 3 月から平成元年 3 月まで
③ 平成 3 年 2 月及び同年 3 月
④ 平成 15 年 3 月から 16 年 6 月まで

申立期間①については、私がこのころに加入手続をして、母が国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間②については、私は国民年金の第 1 号被保険者への切替手続をした記憶はないが、納付書が届いたので保険料を納付したはずである。申立期間③については、父が第 1 号被保険者への切替手続をして保険料を納付してくれたのかもしれない。

申立期間④については、私が、平成 15 年 3 月に、A 市 B 区役所で第 1 号被保険者への切替手続を行い、同年 5 月又は同年 6 月に納付書が届いたので、1 年分の保険料 10 数万円をさかのぼることなく一括納付したと思う。残り 4 か月分の保険料についてははっきり分からない。

以上から、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、C 市によると、申立人の昭和 61 年 3 月 23 日、63 年 3 月 16 日及び平成 3 年 2 月 1 日の資格の取得は「すべて平成 8 年 4 月 19 日に届け出られたものである。」と説明しており、また、申立人が唯一交付されたとする年金手帳を見ると、住所欄に同日付けの押印がみられることから、申立人は当該届出日に国民年金の新規加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合

しない。さらに、当該加入手続時点では、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を時効により、制度上、納付することができない。

加えて、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、平成15年3月に、国民年金第1号被保険者への切替手続を行い、同年5月又は同年6月に1年分の保険料をさかのぼることなく一括納付したと思うと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金第1号被保険者への切替手続時期をみると、申立人は、第1号被保険者取得勸奨対象者一覧作成日の平成15年11月26日から初回免除申請日の16年7月1日までの期間に切替手続を行っているとは推認でき、申立内容と符合しない。また、当該手続時点において、申立期間④のうち一部の期間の国民年金保険料については、さかのぼらないと納付することができず、申立内容と符合しない。

さらに、国民年金保険料に係る納付書の交付時期について、申立てのとおり平成15年3月に申立人が切替手続を行ったとしても、申立期間④内において申立人に納付書が交付されるのは、通常、同年3月、同年4月及び16年4月であることから、申立内容に不自然さがうかがえる。

加えて、申立人が、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚後しばらくした昭和 53 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、加入時から 61 年 4 月に第 3 号被保険者となる前までの国民年金保険料はすべて納付してきた。

国民年金保険料を納付した申立期間の記録が納付とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から 61 年 3 月まで、申立期間を含めてすべての期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、昭和 53 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を任意加入により取得していることが確認できる。

しかし、A市の被保険者名簿及びオンライン記録から、昭和 60 年 4 月 2 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した記録が確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金資格記録欄にも、同日に資格を喪失した記録が確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 2 年 1 月まで

私は、昭和 63 年 12 月に会社を辞めて、アルバイトをしながら就職先を探していた。しかし、余りいいところがなく、平成 2 年 2 月にアルバイト先に就職した。

アルバイト期間中は国民年金に加入しており、国民年金保険料も納付しているはずなので、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、アルバイト期間中であつた申立期間は国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格取得日を見ると、平成 5 年 2 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できるが、それ以前に国民年金に加入した形跡は見当たらない。また、申立人が現在所持する年金手帳でも、資格の取得日は同年 2 月 1 日となっており、それ以前の国民年金の加入記録の記載が無いことが確認できる。この場合、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは平成 5 年 2 月又は同年 3 月ごろであると推定される上、A 市の国民年金被保険者名簿から同年 2 月 25 日に加入届を行った記録が確認でき、昭和 63 年 12 月ごろに国民年金に加入したとする陳述内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

私が会社を退職した昭和 57 年 7 月ごろに、父が A 市 B 区役所で私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が同年 11 月に結婚し、C 市に転居した際の国民年金の加入手続も、私は分からないが、父がしてくれたと思う。

国民年金保険料の納付も、すべて父が行ってくれていたもので、詳しくは分からないが、父が現金で区役所又は金融機関で納付してくれていたと思う。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が昭和 57 年 7 月に申立人の国民年金の加入手続を行い、58 年 3 月までの国民年金保険料を申立人の父親が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和 58 年 4 月 8 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得したことが記載され、この記録は申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びオンライン記録の資格取得日とも一致していることから、申立期間は、国民年金の任意未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の父親が、申立内容のとおり、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の

内容をすべて視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする申立人の父親も既に亡くなっているため、加入手続の時期及び当時の具体的な納付状況は不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成5年7月まで
昭和62年10月にA市へ転居したが、国民年金の届出は行っておらず、平成5年8月ごろ、申立期間の納付書が送付されてきたので、夫が銀行で私の国民年金保険料を納付した。保険料は、37万円ぐらいだったのを記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月ごろ、申立期間の納付書が自宅に送付されてきたので、夫が申立人の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、A市における申立人の国民年金の再加入の時期について調査したところ、i) A市が保管する収滞納一覧表によると、申立人は、平成7年7月19日から国民年金保険料の納付を開始していることが確認できるとともに、当該納付開始月から60歳到達までの被保険者期間を合わせると、年金受給資格期間を最低限確保することのできる300月を満たすこととなること、ii) オンライン記録によると、同年7月28日付けで申立人の名字が「B」から「C」に変更されており、同年8月8日付けで申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和62年9月1日から同年9月9日に訂正されていることが確認できること、これらの処理がなされた平成7年当時は、基礎年金番号制度が導入される前であり、社会保険事務所（当時）において当該変更内容を事前に把握することは困難であることから、申立人は、同年7月に国民年金の再加入の届出を行ったと考えられる。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者台帳によると、納付日の

特定はできないものの、申立人は、平成5年8月から7年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付は、申立人が再加入の届出をしたと考えられる同年7月以降に行われ、その時点において申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について37万円ぐらいだったとしているところ、申立期間の保険料額は60万7,400円であり、申立人の陳述と大きく相違している一方、平成5年8月から7年3月までの過年度保険料及び平成7年度の現年度保険料を合わせると35万7,600円であり、申立人が記憶する保険料額とおおむね符合する。

加えて、申立期間は、5年11か月と長期間に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い上、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとしている申立人の夫も高齢等のため、当時の事情を聴取しても回答できない状態であると陳述していることから、具体的な納付状況については不明であるとともに、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月、平成 3 年 3 月から 6 年 3 月までの期間、7 年 4 月から同年 8 月までの期間及び同年 12 月から 8 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月
② 平成 3 年 3 月から 6 年 3 月まで
③ 平成 7 年 4 月から同年 8 月まで
④ 平成 7 年 12 月から 8 年 2 月まで

私は、時期は覚えていないが、A市の自宅に申立期間の国民年金保険料の納付書が大量に送付されてきたので、近くの郵便局に行き一括で納付した。

国民年金保険料額は、10 数万円又は 20 万円ぐらいだったと記憶しており、保険料の未納は無いはずなので、申立期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、国民年金の資格取得日は平成 10 年 3 月 7 日であり、申立期間①、②、③及び④は、制度上、国民年金保険料を納付できない未加入期間であることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと申し立てているところ、平成 10 年 3 月から 11 年 3 月までの期間の保険料 17 万 2,400 円を同年 6 月 28 日に過年度納付していることが確認でき、申立人が記憶する保険料額と符合することから、申立人が一括で納付したとする保険料は、この過年度納付のことであったと考えるのが自然である上、この時点において申立期間①、②、③及び④の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付するためには、当該期間中に国民年金の加入手続が行われ、国民年金手帳記号番

号の払出しが必要であるところ、オンラインによる各種氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は4か所に及び、合計46か月と長期間である上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付の状況についての記憶は曖昧であり、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 6 月に離婚し、同年 6 月 24 日に国民年金の加入手続を行い、その月から国民年金保険料を 60 歳期間満了まですべて納付してきた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の被保険者資格については、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の強制加入被保険者（昭和 61 年 4 月以降は第 1 号被保険者）に該当した日までさかのぼって被保険者資格を取得するものとされている。

そこで、申立人の国民年金加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 9 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人が厚生年金保険に加入していた夫と離婚した 53 年 6 月まで、さかのぼって強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人に係る特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳により確認できる。したがって、この時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付しかできないが、申立人から、さかのぼって保険料を納付したとする具体的な陳述を得ることができなかった。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が

払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していたと考えられるところ、申立人から、申立期間当時の状況について具体的な陳述が得られないため、申立期間当時の加入及び納付についての具体的な状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 5 月までの期間及び 5 年 4 月から 11 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成元年 5 月まで
② 平成 5 年 4 月から 11 年 5 月まで

私は、会社退職直後の昭和 63 年 7 月に、A 市役所で国民年金の加入手続をし、その後は、送付されてくる納付書で銀行にて国民年金保険料を納付してきた。保険料を納付中に婚姻（昭和 63 年 9 月 * 日）及び転居（平成 7 年 11 月 * 日）により住所変更が 2 回あったが、継続して保険料を納付してきた。

申立期間が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の被保険者資格については、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の第 1 号被保険者に該当した日までさかのぼって被保険者資格を取得するものとされている。

そこで、申立期間①について、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況等から婚姻後の平成 3 年 7 月ごろに加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 63 年 7 月 1 日までさかのぼって第 1 号被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録により確認できる。したがって、申立人が会社退職直後に加入手続をしたとする申立内容と符合しない。

また、申立人の納付記録を見ると、上述の平成 3 年 7 月時点で時効にかかわらず納付が可能であった申立期間①直後の元年 6 月から 3 年 3 月まで国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できること

から、申立期間①は、時効により制度上、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を、毎月金融機関で現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の納付記録を見ると、平成13年7月2日に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間②直後の11年6月から同年9月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間②は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間は74か月（6年2か月）と長期間である上、平成9年1月以降は基礎年金番号が導入されており、これに基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況であったことから、記録管理が適正に行われていなかったとは考え難く、申立人の納付記録が連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月

私は、勤めていた会社の倒産により平成8年2月に退社し、同年3月1日に再就職したが、その数か月後に国民年金保険料の納付書と文書が届いたので、A市役所に行き、確認の上、金融機関で納付したはずである。

また、納付時期は定かではないが、国民年金保険料は1万円台だったと思う。

申立期間が、国民年金の未加入期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できず、申立期間は国民年金未加入期間とされていることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳にも、申立人が国民年金に加入した記録は無い。

さらに、申立人は、平成8年2月に会社を退社し、同年3月1日に再就職したが、その数か月後に国民年金保険料の納付書と文書が届いたので、A市役所に行き、確認の上、金融機関で納付したと申し立てている一方、申立期間について、A市役所で国民年金への切替手続をした記憶は無いとも陳述している。

他方、日本年金機構及びA市では、国民年金への切替手続をしていない者に対し、現年度保険料又は過年度保険料の納付書を送付することはないと回答しており、A市が保存している国民年金被保険者記録を調査したが、申立人に係る国民年金の加入及び保険料の納付記録は認められなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳

記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から47年6月まで

私が学生であった昭和46年7月ごろに、父が私の国民年金の加入手続きを行い、47年6月まで国民年金保険料を納付してくれた。

私の国民年金保険料を父が納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった昭和46年7月ごろに父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できず、申立期間は国民年金未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の当時の住所地であるA市B区及びC市並びに申立人の父親の当時の住所地であるD市及びその後の父親の転居先であるE市が保存している国民年金被保険者記録を調査したが、申立人に係る国民年金の加入及び保険料納付の記録は認められなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人及びその父親の当時の住所地の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付は、死亡した父親がすべて行い、自身は一切関与していないとしており、加入手続き及び保険料納付の場所、方法等について把握しておらず、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとした

が、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる家計簿等の関連資料を保存しておらず、申立期間における保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月まで

私が学生であったころ、国民年金の加入年齢に達したので、両親が私の国民年金の加入手続を行い、私が就職するまで、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

しかし、国民年金手帳は所持しておらず、両親も既に死亡しているため、当時の具体的な状況は分からないが、申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であったころ、両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、当時、学生であったとする申立期間は任意加入期間であり、国民年金保険料を納付するためには、申立期間において国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録において各種の氏名検索を行ったほか、申立人の当時の住所地である A 市 B 区における国民年金手帳記号番号払出簿の昭和 45 年から 48 年までの記録をすべて視認したが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、死亡した両親がすべて行い、自身は一切関与しておらず、当時の加入手続、納付状況等の詳細は分からないと陳述しており、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新た

な周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる年金手帳及び関連資料を保存しておらず、このほか申立期間における保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を定期的に銀行からきちんと納付を行った。さかのぼっての納付及び催告を受けたことはない。不審者が家に来たこともあり、当時の領収書は持っていないが、私のパート収入等で納付していたので、きっちり納めたはずである。未納とされていることには納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 52 年 4 月 12 日に任意加入被保険者として資格の取得を行い、57 年 4 月 9 日に資格を喪失していることが確認できる。この点は市の被保険者名簿の記録とも整合しており、これらの一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

しかしながら、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間以前の加入期間（任意）は、すべて現年度納付していることが確認できるが、申立期間については、現年度納付はなされず、資格喪失後の昭和 57 年度に催告されている事跡が確認できることから、定期的に納付したとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間については、昭和 58 年 7 月末日まで過年度納付することは可能であったものの、さかのぼって納付したことは無いとする申立人の主張とも一致しない。

さらに、任意加入被保険者の資格得喪処理は加入者の意思表示を端緒になされていた状況に鑑みると、申立人は、昭和 52 年 4 月に任意加入により保険料の納付を開始したが、申立期間当時は、保険料の納付を中止する何らかの事情が介在したが、直ちに喪失申出を行わず、57 年 4 月になって行政側にそ

の意思を伝えたことから申立期間は未納期間と管理され、翌年度に催告されたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、納付方法、納付場所、納付金額及び任意加入被保険者資格の喪失など申立期間に係る国民年金保険料の納付をめぐる記憶は曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 60 年 9 月まで
昭和 51 年 5 月に母親が A 市において、私の国民年金への加入手続を行った。
国民年金保険料の納付については、詳細は分からないが、母親はきっちりとした性格であったので、必ず保険料は納めていると思う。年金記録を確認すると、申立期間について納付済みとされていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 12 月に払い出されている上、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金に係る被保険者資格の取得日を 51 年 5 月 4 日とする事務処理が 62 年 11 月 19 日に行われた旨の記載が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は国民年金保険料の納付について、加入当初から、母が定期的に納付していたとしているが、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料は、63 年 1 月 8 日にさかのぼって過年度納付されていることが確認でき、定期的に保険料を納付していたとする申立内容と一致しない。

さらに、B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る納付記録は確認できない上、申立期間は 9 年 5 か月に及び、これほどの連続した月数について、継続的に行政機関による事務的過誤があったものとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 60 年 3 月まで

私 が 会 社 を 退 職 し て 1 年 後 ぐ ら い に、 社 会 保 険 庁（ 当 時 ） 又 は A 市 か ら、 振 込 先 の 口 座 番 号 と 納 付 額 を 記 載 し た 書 面 の 督 促 状 が 届 き、 10 万 円 か ら 20 万 円 の 間 の 金 額 を 母 親 が 納 付 し て く れ た。 振 込 人 は 世 帯 主 で あ る 父 親 又 は 母 親 の 名 前 で 記 入 し て い る と 思 う。 調 査 の 上、 記 録 を 訂 正 し て ほ し い。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が国民年金の加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている国民年金保険料免除者の届出日から、昭和 61 年 3 月ごろと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、昭和 58 年 8 月に会社を退職して 1 年後ぐらいに、振込先の口座番号と納付額を記載した書面の督促状が届き、母親に国民年金保険料を振り込んでもらったと主張しているが、上記のとおり、加入手続が行われたものと推認される時点の以前において、催告が行われたとは考え難い上、保険料の催告は納付書により行われることから、特定の銀行口座に保険料を振り込んだとする申立内容とは一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の母親は既に亡くなっており、納付の状況は不明

であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月及び同年3月

父親は、国民年金保険料の納付については厳しい考えを持っていたので、私の学生時代から私のために国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。そういう父親の影響で、私も年金加入については常に意識しており、平成7年2月に会社を退職し、厚生年金保険の資格を喪失したときも保険及び年金の手続のために市役所へ出向いた記憶があるので、国民年金への切替手続及び保険料の納付は忘れずに行っていたと思う。納付方法、納付場所及び納付金額等保険料の納付の詳細についての記憶は定かではないが、退職後の市役所訪問の記憶が鮮明にあることから、申立期間の保険料を納付した可能性があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年2月に会社を退職した後、国民年金への切替手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、A市の国民年金記録表によると、申立期間については未加入期間である旨記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、申立人が所持する国民年金手帳によると、「国民年金の記録」欄において、3年6月3日付けで被保険者資格を取得し、6年4月2日付けで同資格を喪失した旨の記載が認められるが、申立人が国民年金への切替手続を行ったとする7年2月以降に被保険者資格を再取得した旨の記載が認められないことから、申立人が申立期間において国民年金の被保険者として取り扱われ、申立人に対して納付書が発行されたものとは考え難い。

また、申立人は、平成7年2月、保険及び年金関係の手続のために市役所に出向いた記憶があるとしているが、申立期間に係る加入手続及び国民年金

保険料納付の記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの期間及び同年12月から7年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から4年3月まで
② 平成4年12月から7年10月まで

平成3年に会社を退職した後、アルバイトをしていたとき、常連客の男性から、自分は役所に勤めているので、国民年金保険料を自分に預けてくれたら加入手続及び保険料の納付をしておくと言われたので、保険料として現金をその男性に預け、後日領収書代わりに白紙の国民年金手帳を受け取った。一度督促状が来たので、そのことを男性に問いただすと、「単なる入力ミスで気にしなくてよい。」と言われ、その後督促状は来なくなったことがあった。それ以来、平成7年に再就職するまでその男性を信用して保険料を預け続けていた。それから約10年後、B県に在住していたころ、当地の社会保険事務所（当時）で年金記録を確認するとともに、白紙の国民年金手帳に必要事項を記載してもらい、一安心したものの、平成20年度末になって、送られてきたねんきん特別便を見て長期の未納期間の存在に驚いた。申立期間について調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年に会社を退職して間もないころ、アルバイト先の店舗で、常連客の知人男性に国民年金への加入手続を依頼し、それ以降、毎月、申立期間①及び②の国民年金保険料を当該知人男性に預けていたと主張しているが、納付を依頼した知人男性が預かった保険料をどのように納付していたのかについては不明としている上、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間①及び②に係る加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②については保険料の未納期間である旨記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間①及び②は合計 41 か月に及び、これほどの期間にわたって行政機関において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年12月まで

私は、昭和47年*月に母親と一緒にA市役所に赴き、市庁舎の年金の窓口で国民年金の加入手続を行うとともに、その場で初回の国民年金保険料として1か月分を納付した。その時の保険料額は定かでないものの、1か月当たり800円から1,200円程度であったと思う。

その時、領収証書についてははっきり覚えていないが、窓口の男性職員からオレンジ色の国民年金手帳を交付され、「国民年金手帳があれば納付の証明となるので、大切に保管しておくように。」との指示を受けたことから、その手帳は現在も大切に手元で保管している。なお、加入当初、私は大学生であり、当時、学生で20歳から国民年金に加入する人は少なかったはずである。

加入手続以降の国民年金保険料は、私が昭和56年4月に結婚するまでの間、父親が自宅を定期的に訪れる地域の金融機関の職員に対し、年払い等で漏れなく納付していたはずであり、父親は金融機関の職員に家族の納付書（父母及び私の分）を渡し、後日、父の口座から保険料の引き落としをしてもらっていたように記憶している。

申立期間の保険料の納付の証拠になるようなものは無く、両親も亡くなっているため、当時の詳しい事情は定かでないが、両親共にまじめな性格で、国民年金に対する意識も高かった上、申立期間を通じて経済状態に問題は無く、税務申告の手続等も欠かしていなかったことから、私の納付記録に未納期間があるとは思えない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年*月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申

立人の国民年金の加入手続時期についてみると、オンライン記録からは、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の番号に存在する任意加入被保険者の資格取得日が、いずれも53年1月上旬であることが確認でき、申立人の手帳記号番号が52年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる状況とも整合する。この場合、申立人については、53年1月ごろに加入手続がなされたものと推認できることから、申立内容とは一致しない。

また、上記加入手続時点より前には、申立期間は未加入期間であったことから、制度上、申立人が申立期間中に家族と一緒に国民年金保険料を現年度納付することはできず、加入手続時点においても、申立期間のうち、昭和50年9月以前の期間は、時効により既に保険料を納付できない期間であった。その一方で、同年10月以降の期間については、過年度納付と現年度納付を組み合わせるにより、納付可能であったものの、この期間について遡及納付がなされたとする^{そきゅう}ことは、加入手続以降は家族と一緒に、未納期間を発生させることなく保険料を納付してきたとする申立内容と相違する。

さらに、申立人は、昭和47年*月の手続時に市の窓口で交付されたものとして、オレンジ色の表紙の国民年金手帳を所持し、その手帳に記載されている資格取得日をもって保険料の納付を開始した時期としているが、当該手帳は、厚生年金保険、国民年金及び船員保険の三制度共通の様式で、この様式の年金手帳は、少なくとも49年以降に順次使用が開始されたものであることから、47年当時に交付されるべき、表紙の色が国防色（モスグリーン）の国民年金手帳の様式とは一致せず、これらの状況を踏まえると、申立人については、53年1月に加入手続がなされ、当該加入手続月から保険料の納付を開始したものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

ほかに、申立人は、加入手続時より後の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書の控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年8月まで

平成3年8月又は同年9月ごろ、私は当時大学生であったが、区役所から「未納の案内」が届いたことから、父が区役所に行ったところ、「学生も国民年金に加入し、国民年金保険料を納付する義務がある。未納があると年金がもらえなくなる。」と言われたので、父が私の国民年金の加入手続を行い、20歳以降の未納分の保険料をすべて納付してくれた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月又は同年9月ごろに区役所から「未納の案内」が届いたので、申立人の父親が区役所で申立人に係る国民年金の加入手続を行い、さかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の第3号被保険者の記録から、その約2年後の平成5年10月ごろに加入手続が行われたものと推定されるとともに、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の3年9月から4年3月までの国民年金保険料をさかのぼって過年度納付していることが申立人のオンライン記録により確認できる。この場合、申立期間の保険料については、制度上、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の父親が、申立内容のとおり、平成3年8月又は同年9月ごろに申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の父親に当時の事情を聴取したところ、申立人の加入手続後に未納保険料をすべて納付したことは間違いないが、具体的な納付金額等についてはよく覚えていないと陳述している上、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の父親が区役所で、「未納があると年金がもらえなくなる。」と言われたとしているが、これについては、「未納があると満額の年金が受給できなくなる。」という内容であったと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 60 年 2 月まで

私は、父の経営する会社を手伝っており、会社が倒産する昭和 60 年 2 月まで、父が、父母の国民年金保険料と一緒に私の保険料を集金人に納付してくれていた。

父は、当時は所得もかなりあり、地域の役員を引き受けるなど人柄も良く、そんな父が、一緒に仕事をしていた私の国民年金保険料を納付しないことは考えられないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の記録から平成 6 年 7 月ごろに払い出されているものと推定され、この時点において、申立期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の父親が申立人の両親の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと申し立てていることから、両親の納付状況等について調査すると、その国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 4 月に連番で払い出されており、同年 1 月から保険料の納付を開始し、申立期間は両親共に納付済期間となっている。この場合、父親が申立人の申立期間の保険料を両親の保険料と一緒に納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は 5 年以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録のみが毎回連続

して欠落することは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の両親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明であるとともに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4993 (事案 2127 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの期間及び同年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和40年7月から42年3月まで

昭和36年4月から3か月ごとに区役所から自宅兼店舗に来る集金人に、店舗の事務員が私の国民年金保険料を納付し、私も区役所で保険料を納付していた。

昭和36年度の1年間と昭和40年4月から同年6月までの3か月の国民年金保険料が納付済みとされているのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは考えられない。

昭和41年に子供を出産した後は、国民年金保険料を納付できなかった時期もあったが、45年ごろに区役所の窓口で未納期間分の保険料をまとめて納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

以上を年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けたが、当時、A県から税金を確実に納付していたことについて感謝状を贈呈されており、申立期間の国民年金保険料もきっちり納付していたはずがあるので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、昭和36年7月に払い出され、昭和36年度の国民年金保険料は納付済みとされているものの、申立人には昭和41年6月に別の手帳記号番号が払い出されており、この手帳記号番号により、申立期間①及び②の

間の40年4月から同年6月までの3か月の保険料が、41年6月29日に過年度納付していることが確認できることから、申立内容のとおり、昭和37年度以降の保険料を継続して納付していたのであれば、新たに別の手帳記号番号が払い出されることはなく、当該期間の保険料を過年度納付する必要もないことからみて、申立人が申立期間①及び②の保険料を現年度納付していたものとは考え難いこと、ii) 申立人が保有する納付書・領収証書を見ると、昭和48年3月13日に、申立期間②直後の期間である42年4月から47年3月までの5年分の保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、そのうち、42年4月から44年12月までの保険料額は第1回特例納付期間における保険料単価で算出されている一方で、申立人の特殊台帳には特例納付をした記録は無く、納付時期の48年3月は第1回特例納付期間を過ぎているが、当時、申立期間が未納であったので、申立人が過年度納付を行い、その後60歳までの保険料をすべて納付したとしても、国民年金受給資格期間を満たすことができなかつたことから、極めて例外的に、特例納付期間を過ぎているにもかかわらず、受給資格期間を満たすため、さかのぼって保険料の納付が認められたと考えるのが相当であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、新たな資料として、昭和41年1月28日にA県知事から納税に協力して県財政の確立に寄与したことの感謝状を提出し、県税を納付していたのであるから、当時、国民年金保険料についても納付しているはずであると申し立てているものの、A県では、当該感謝状の贈呈は、あくまでも県税の納税に協力し功労があつたことに対して行うものであると回答しており、贈呈に係る審査基準を見ても、国民年金保険料の納付状況は審査されておらず、申立人の申立期間の保険料の納付を示す内容を確認することはできなかつた。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年10月まで

平成5年11月にA市B区役所に出向き、国民年金の加入手続を行った際、窓口の係員に国民年金保険料は2年さかのぼって納付でき、この納付期間を納付すると、国民年金は全期間が納付済みとなると強く勧められた。

当時は、国民年金制度には関心がなかったが、将来のことを考えて、姉から20万円程度のお金を借りて両親に渡し、国民年金保険料の未納分を一括納付してもらった。

以後は、アルバイト程度の仕事しかしていなかったため、通常の国民年金保険料と過去の分の保険料とを合わせて納付していくのは大変だったため、保険料の納付は両親に依存し、両親は何度も数か月単位で保険料を納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年11月にA市B区役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったとしているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、7年11月から同年12月までの間に同区において払い出されたものと推認され、申立内容と符合せず、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間の直後の平成5年11月から7年3月までの期間の国民年金保険料について、同年12月26日に過年度納付し、また、同年10月から同年12月までの保険料について、同年12月29日に現年度納付していることが確認でき、加入時点において、さかのぼって納付可能な期間の保険料について納付した一方、申立期間の保険料につ

いては、時効により納付できなかったと考えるのが相当である。

さらに、上記の過年度保険料及び現年度保険料は合わせて22万800円となることから、申立人が主張する20万円程度の国民年金保険料とは、この保険料を指すと考えられ、この時の納付の記憶と混同している可能性が高い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から13年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年8月から13年5月まで
平成10年8月に会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した際、A市B区役所へ行き、自分で国民年金への切替手続きをしたと思う。
また、加入手続き時に、免除申請の手続きも同時にしたはずである。
申立期間が、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、平成17年4月21日に国民年金被保険者資格を取得するまで、同資格を取得した履歴は認められないことから、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料の免除申請手続きをすることはできない。

また、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きをすることが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、仮に申立人が、申立期間の国民年金保険料について、免除申請手続きをしたとすると、合計4回の手続きが必要であるが、当時は既に保険料収納等に係るオンライン処理化が導入された以降の期間であり、特に平成9年以降は基礎年金番号導入に伴い、記録漏れ及び記録誤りなどの可能性は低いとされており、申立期間の免除申請及び記録管理における事務的過誤が複数回も繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きを行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年3月まで
② 平成3年12月

国民年金の加入については、加入することが義務であると聞いていたもので、時期についてははっきりとは分からないが、短大を卒業後の平成元年4月以降に母親が加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料についても、すべて母親に任せていたのではっきりとは分からないが、区役所から保険料納付の催告書類が届いたことは覚えているので、母親が、A市B区役所に出向き、未納分の保険料をまとめて納付したはずである。

母親は、自宅から5分ほどの近距離にあったB区役所以外で国民年金保険料を納付することはないはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区において、平成3年10月以降に払い出されていると推認され、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①のうち、元年4月から同年8月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立人は、時期ははっきりとは覚えていないが、納付催告の通知を受け、母親に過去の未納国民年金保険料の納付を依頼したことがあると申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出推認時期から1年を経過した平成4年10月12日になって、申立期間①直後の3年4

月の国民年金保険料を過年度納付し、これ以降の平成3年度分について、1か月単位で過年度納付を続けていることが確認できることから、この当時の記憶と混同している可能性が否定できない。

一方、申立期間②について、オンライン記録を見ると、申立人は、当該期間の国民年金保険料について、いったん平成6年2月15日付けで過年度納付したものの、時効により納付できなかつたために、4年1月分に充当処理されていることが確認でき、未納のままであったと考えるのが相当である。

また、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、保険料納付等を担っていたとする母親は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から63年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から63年10月まで

昭和63年の結婚後、父の会社の社会保険労務士から、会社退職後から結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付する必要があることを聞いた。

また、その社会保険労務士から、「国民年金保険料の未納期間があると、その分だけ年金受給額が少なくなるので、年金を受給する時になって自分が損をしないためにも納付しておきなさい。」とも指導された。

自分で国民年金の加入手続をした記憶はないので、両親又は父の会社の事務員が手続をしてくれたのかもしれないが、国民年金保険料については両親が援助してくれたお金を充て、時期は定かではないが、A社会保険事務所（当時）へ出向き、さかのぼってまとめて自分で納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、「7. 3. 6」と平成7年3月6日に発行されたと考えられる押印があり、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、B市において、同年3月及び同年4月ごろに払い出されたと推認され、手帳の事跡とも符合することから、この手帳記号番号の払出時点等においては、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和63年11月から平成5年12月までの期間については、国民年金の第3号被保険者期間とされているところ、その資格記録の入力処理日は7年4月18日であり、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期と符合することから、この処理以前については、申立期間及びその直後の当該期間は、連続した国民年金の未加入期間であっ

たとえられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、結婚後の昭和 63 年から平成 5 年までの間にさかのぼって納付したと陳述するのみで、詳細な納付時期及び納付金額等に関する記憶は明確ではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時は約 24 万円の給与と 3 か月分から 4 か月分の賞与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

今回、申立人から提出のあった申立期間のうち、平成 11 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る源泉徴収票を見ると、その保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人に係る標準報酬月額とおおむね一致することが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 12 年 1 月から同年 7 月までの期間については、源泉徴収票等の関連資料が無く、A社は、「申立期間当時の資料は何も残っていない。」としていることから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

このほか、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 2 月ごろから 8 年 3 月ごろまで
② 平成 8 年 4 月ごろから 10 年 3 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社（現在は、B社）で、申立期間②はC社（現在は、D社）で、E業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社保管の申立人に係る平成7年分源泉徴収票から、申立人が同年5月20日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立人は、1か月から2か月しか勤務しておらず、厚生年金保険に加入させる前に退職した。」と陳述しているところ、前述の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄が空欄であることが確認できる。

また、雇用保険の記録において、申立期間のうち、平成7年6月22日以降は、申立期間②に係るC社での加入記録が確認できる。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間以前の平成7年6月22日から8年6月20日までC社で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人提出のC社に係る社員連絡表を見ると、申立人を含め40人の従業員の氏名が記載されているところ、オンライン記録において、当該40人のうち申立人を含め8人に同社での被保険者記録が無い。また、別の1人は、オンライン記録において、申立期間後の平成11年10月16日に被保険者資格を取得しており、同人提出の同年9月分の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった

こと、及び未加入の期間は保険料を控除していなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、平成8年6月21日から10年3月20日までの期間については、上記のとおり、当該期間に係る申立人の雇用保険の記録は確認できない上、オンライン記録において、申立期間に被保険者記録の有る39人に照会し13人から回答を得たが、うち8人は、「申立人のことは覚えているが、勤務期間は覚えていない。」と陳述し（残る5人は無回答）、D社は、「申立期間当時の資料は残っていない。」としていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

加えて、申立人に係るF市の国民健康保険の記録から、申立人が申立期間を含む平成8年4月13日から19年3月1日まで同市で国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月5日から37年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、元同僚の紹介で昭和36年9月5日に入社したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人をA社に紹介した元同僚は、「当時は保険に入らない人もあった。」と陳述している上、申立人は、「A社に入社した昭和36年9月5日から退社する38年9月1日までの給与額は手取りで毎月1万8,000円だった。給与明細書は無く、無地の封筒に入れた現金を手渡しで受け取っていた。同社に入社してから、すぐに結婚を考えていたので、給与額の半額である9,000円を毎月貯金していたからよく覚えている。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、昭和37年5月1日の資格取得時の標準報酬月額が1万8,000円、同年5月、同年6月及び同年7月の給与支給額の平均から算定した同年10月の標準報酬月額の定時決定では2万円となっていることを踏まえると、同社では申立人が婚姻(昭和37年4月*日)したことを契機に、申立人の給与手取額が減らないように昇給させた上で、婚姻の翌月である同年5月から、厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

また、申立人をA社に紹介したとする元同僚は、「A社に入社して1年ぐらいの間の給与の手取額は毎月1万7,000円程度で、金額に端数はあった。給与

袋には、給与明細書が同封されており、健康保険料、厚生年金保険料等が控除されていたことを覚えている。」と陳述しており、申立人より4か月早く同社に入社した同人の手取額が申立人より低額であること、及び同人の給与袋には明細書が同封されて手取額には端数があったとしていることを踏まえると、申立人が申立期間に受け取っていたとする給与額1万8,000円からは厚生年金保険料の控除がなかったものとするのが妥当である。

さらに、A社は、昭和45年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから、同人等から申立人の申立期間に係る保険料控除等の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで

私は、平成元年 9 月から 7 年 10 月までの期間、A 社の業務命令により同社 B 支店に駐在していた。

当該期間の給与は、「海外給与」として日本からドル送金で受け取っていたが、これとは別に「国内給与」が日本国内の口座に振り込まれていた。

しかしながら、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の標準報酬月額が極端に低くなっている。

そこで、A 社に調査を依頼したところ、本来、「海外給与」と「国内給与」を合算した報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出るべきところ、同社が「国内給与」のみを報酬月額として社会保険事務所に届け出たことが分かった。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているところ、申立人提出の平成 7 年度海外駐在員給与決定通知により確認できる申立人の給与支給額（海外給与及び国内給与の合計額）は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、A 社は、「申立人の報酬月額については、オンライン記録どおりに届け出た。」としている上、「当時、海外駐在員に対しては、当社の『海外駐在員規定』に基づき給与を支払っていたが、海外駐在員の海外給与からは、厚生年金保険料を控除していなかった。また、時期によっては、国内給与からも保険料を控除していなかった可能性がある。」旨回答している。

また、申立人提出の「平成7年分給与所得の源泉徴収票」を見ると、摘要欄に「平成7年度10月から12月分」と記載されているところ、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料並びに雇用保険料を合計した金額の3か月分とおおむね一致している。このことから、A社は、申立人の給与から、海外駐在員として勤務した期間と重なる平成7年1月から同年9月までの厚生年金保険料を源泉控除しておらず、申立人が国内勤務となった後の同年10月から同年12月までの期間について、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を控除していたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していない上、A社も賃金台帳等を保管しておらず、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 19 日まで
② 昭和 56 年 8 月 29 日から同年 12 月 1 日まで

私は前職を辞めた後、約 1 年後に A 社で勤務した。しかしながら、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の事業主の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 55 年 3 月 19 日であり、また、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は 56 年 8 月 29 日であることから、申立期間①及び②は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間に当たる。

さらに、A 社の当時の事業主からは、「当社では、私が社会保険手続を担当しており、申立期間①及び②は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、これらの期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことはなかった。」との陳述が得られた。

なお、当該事業主の A 社における厚生年金保険加入期間も、申立人と同じく昭和 55 年 3 月 19 日から 56 年 8 月 29 日までとなっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社経営のB事業所でC職として勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。
申立期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の陳述から判断すると、在職期間は特定できないものの、申立人は、A社経営のB事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚 11 人のうち 10 人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録を確認できない上、当時の給与事務及び社会保険事務担当者からは、「申立期間当時、D部門には、B事業所及びE事業所の2事業所があり、これら事業所の従業員については、F国民健康保険に加入させていた。給与から控除していたのは、その国民健康保険料と所得税のみであり、各々で確定申告を行うことになっていた。当時、入退社が激しいため、本社の事務所勤務以外の者は、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の陳述が得られた。

そこで、F国民健康保険組合に照会したところ、申立期間当時、A社が経営するB事業所は、F国民健康保険組合の加入事業所であったことが確認できた。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間同時に被保険者記録のある同僚のうち、所在の判明した6人に照会したところ、これら全員は、いずれも本社勤務の事務員であったため厚生年金保険に加入していたものとみられる一方、申立人のようなC職の従業員で加入していたと回答した者はいない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間において申立人に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 21 日まで

私は、A社（現在は、B社）において、昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 21 日までの 1 年契約でC職として勤務していたが、社会保険事務所（当時）から、勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の「C職就任契約書」を見ると、昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 21 日までの期間は、C職としてA社に在職していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社（当時は、D社）は、昭和 28 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は同社が適用事業所ではなかった期間に当たる。

一方、B社の事務担当者は、「保管している資料を調査した結果、申立人は昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日までの期間において、C職として在職し、共済制度の加入者であることが確認できることから、厚生年金保険の対象者ではなかった。」と陳述している。

これらの事実から判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 7 月 4 日まで

A社に平成 2 年 4 月 2 日から 7 年 7 月 3 日まで継続して勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録によると、同社に勤務していた期間のうち、5 年 10 月から 6 年 9 月までは 24 万円であった標準報酬月額が同年 10 月から 22 万円に減額されている。

申立期間当時に給与が減額されたことはなく、報道でよく耳にする社会保険庁の改ざんの可能性があるのではないかと不審に思うため、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に給与が減額されることはなかったのに、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額より減額されていることに納得できないと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間の賃金台帳等は保存していないが、通勤手当、住宅手当及び時間外手当等の増減により、標準報酬月額の算定対象月の報酬が変動するため、従前の標準報酬月額より算定後の標準報酬月額が低くなることはあり得ることから、申立人についても社会保険事務所(当時)には記録どおりの届出を行い、この届出に基づき保険料控除を行っていたものと考える。」旨回答しており、申立人以外にも申立期間当時に標準報酬月額が減額されている同僚がみられる。

また、B企業年金基金及び企業年金連合会から提出された厚生年金基金の加入記録並びにC健康保険組合から提出された健康保険の加入記録に記載されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、いずれも 22 万円となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人から提出された平成7年度の市民税・県民税に係る特別徴収税額の通知書に記載されている平成6年分の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいて計算した社会保険料の合計額とおおむね一致していることから、申立期間のうち、同年10月から同年12月までの標準報酬月額は22万円であったと推定できる。

加えて、オンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されている形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 10 日から 47 年 12 月 30 日まで
② 昭和 48 年 1 月 16 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 7 月 2 日から 51 年 1 月 1 日まで

私が昭和 46 年から 51 年にかけて勤務した A 社、B 社及び C 社の厚生年金保険加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、上記 3 社の加入期間については 54 年 2 月 20 日に脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

当該期間については、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、C 社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を見ると、昭和 54 年 2 月 23 日に申立人の氏名変更及び記号番号の重複取消の処理が行われており、申立期間の脱退手当金が同年 2 月 20 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて当該処理が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、昭和 51 年 1 月 1 日に C 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、厚生年金保険の加入歴が無い上、61 年 4 月まで国民年金の加入歴も無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から 3 年 9 月 1 日まで

私は、平成 2 年 9 月 1 日から 4 年 6 月 30 日まで A 社で勤務したが、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に確認したところ、同社における資格取得日が 3 年 9 月 1 日となっており、加入期間が 1 年間短くなっている。

給与明細書などは処分して残っていないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の陳述及び平成 4 年ごろに申立人が作成した履歴書から、申立人は、2 年 9 月 1 日から A 社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社は、既に解散し、申立期間当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 3 年 5 月 1 日であり、同社は、同日前の期間は適用事業所とはなっていない。

さらに、前述の申立人の兄は、「私が A 社に入社した平成 3 年 4 月には、15 人以上の従業員がいた。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、平成 3 年 5 月 1 日、同年 7 月 1 日及び同年 9 月 1 日にそれぞれ 5 人ずつ被保険者の資格を取得していることが確認でき、同社は、適用事業所となった同年 5 月 1 日に従業員を一括して厚生年金保険に加入させるのではなく、段階的に加入させたことがうかがえる。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 11 月 1 日から 21 年 10 月 1 日まで
年金事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、夫が A 社 (現在は、B 社) C 支店で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答があった。同社からもらった表彰状を保管しているので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間に A 社 C 支店に勤務していたと申し立てている。

しかし、B 社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料を保管しておらず、また、申立人の妻提出の申立人の表彰状に関する資料も無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る状況は不明であるとしている。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時の申立人の同僚二人の氏名を記憶しているところ、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、これら同僚の記録は確認できるものの、二人とも既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間において記録の有る同僚 27 人を抽出し、連絡先の判明した 8 人に照会したところ 4 人から回答を得たものの、申立人を記憶している者はおらず、また、これら 4 人共に申立人とは異なる職種であったことから詳細は明らかとはならなかった。

さらに、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索

を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

なお、申立人が、申立期間前に勤務したD社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日付けで「じせき轉勤」の事蹟が有ることから、同社に対しても照会を行ったが、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料は無く、周辺事情を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されいとことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 2 日から 42 年 12 月 31 日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和43年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶もないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号1番から86番までの被保険者のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たして資格を喪失した女性7人(申立人を含む)について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は4人であり、うち3人は資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、申立人については、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、A社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「45年脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、前述のとおり、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和45年7月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 25 日から同年 4 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、私がA社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、中学校を卒業直後の昭和 26 年 3 月 25 日にA社に入社し、同社が発行した職業証明書にも当該入社年月日が記載されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が昭和 30 年 8 月 10 日に発行した職業証明書から、申立人は、申立期間において同社にC職として勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が自身と同期入社と同僚として名前を挙げた二人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社での厚生年金保険被保険者資格を申立人と同日の昭和 26 年 4 月 25 日に取得していることが確認できる上、当該被保険者名簿から、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる別の同僚二人は、「中学校を卒業し、昭和 26 年 3 月下旬からA社に勤務した。」、「中学校を卒業直後にA社に入社した。」旨回答している。

また、申立人と同様に中学校を昭和 26 年 3 月に卒業し、A社に入社した旨回答している上記 2 人の同僚のうち 1 人は、「昭和 26 年 3 月に中学校を卒業し、新規学卒採用者としてA社に入社した同僚は、9 人ぐらいであったと思う。」旨回答しているところ、同社に係る上記被保険者名簿から、当該新規学卒採用者と推定できる 10 年 4 月 2 日から 11 年 4 月 1 日までの期間に係る生年月日の者 8 人（申立人を含む）は、26 年 4 月 25 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同日より前に被保険者資格を取得している当該期間に係る

生年月日の同僚は見当たらないことから、同社では、昭和 26 年度の新規学卒採用者の被保険者資格の取得日を同日とする取扱いとしたことがうかがえる。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は、所在不明である上、B社は、「当時の賃金台帳等の関係資料は、既に廃棄済みのため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和33年7月から社員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた10人中2人が申立人を記憶しているものの、いずれも申立人が同社で勤務した時期を記憶していないため、元従業員から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、A社の社会保険事務担当者であったとする元従業員は、「申立期間当時は社員の出入りが多く、入社してもすぐ辞める人が多かったので、3か月の見習期間を設けていた。見習期間中は厚生年金保険に加入させていなかったように思う。」と陳述している。

さらに、申立人と同日の昭和33年10月1日にA社で資格を取得している同僚は、「私は、A社で3か月から4か月勤務した。」と陳述しているが、同人の同社での被保険者記録は1か月しかない。

加えて、A社は、昭和38年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の連絡先も不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社B支店には、昭和25年3月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立期間のうち昭和25年8月以降の期間について、申立人がA社B支店で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた二人は、昭和25年7月又は同年8月、同年12月にそれぞれ同社B支店に入社したと陳述しているが、同名簿において確認できる資格取得日は、いずれも26年4月10日であり、それぞれ入社後4か月から8か月经過してから資格を取得していることが確認できるところ、当該元従業員の一人は、「A社B支店では、資格を取得した昭和26年4月から厚生年金保険料を控除されたと思う。」と陳述している。

また、上記の昭和25年7月又は同年8月に入社したとする元従業員が自身の先輩であったとする4人の元従業員のうち3人は同年11月1日に、残りの1人は26年4月10日にA社B支店でそれぞれ資格を取得していることが上記の被保険者名簿により確認できることから、申立期間当時、同社B支店では、必ずしも従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させず、特定の日にまとめて加入させていたことがうかがえる。

さらに、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、同社から、申立人

の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 43 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 42 年 10 月から 43 年 7 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月から同年12月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和27年8月から同年12月までB業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が社名変更したC社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた7人は、いずれも「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、上記の回答があった元従業員の一人は、「申立人が従事したとする職種は臨時社員が多く、申立人が勤務したとする期間からみても、申立人は臨時社員であったと考えられる。申立期間当時、臨時社員は厚生年金保険に加入しておらず、正社員であっても、本人の希望により厚生年金保険に加入しない人がいた。」と陳述しているところ、別の元従業員は、「私は、臨時社員として入社し、4年から5年ぐらい経過してから正社員となり、そのときに厚生年金保険に加入した。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月及び同年8月
② 昭和43年1月から同年5月まで
③ 昭和43年7月及び同年8月
④ 昭和43年9月及び同年10月
⑤ 昭和44年4月及び同年5月
⑥ 昭和44年6月から45年2月まで
⑦ 昭和46年8月から同年12月まで
⑧ 昭和62年8月から平成12年2月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社、B社、C社、D社又はE社、F社、G社、H社及びI社に勤務した申立期間①から⑧までの加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間にこれらの事業所に勤務したことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人が記憶する元事業主及びその妻の電話番号は現在使用されておらず、所在不明であるため、両人から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人が記憶する同僚4人の住所に照会文書を送付したが、いずれも宛先不明で返送されてきており、これらの者の所在は不明である上、申立人

が記憶する当該4人の電話番号も現在使用されていないことから、同僚からも、申立人の勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、昭和58年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であるため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚4人の住所に照会文書を送付したが、いずれも宛先不明で返送されてきており、これらの者の所在は不明である上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた4人は、いずれも「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等からも、申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立期間にC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするC社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人が記憶する元事業主及び総務担当者の電話番号は現在使用されておらず、所在不明であるため、両人から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人が記憶する同僚4人の住所に照会文書を送付したが、いずれも宛先不明で返送されてきており、これらの者の所在は不明である上、申立人が記憶する当該4人の電話番号も現在使用されていないことから、同僚からも、申立人の勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④について、申立人は、申立期間にD社又はE社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするD社又はE社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主の氏名を記憶していない上、申立人が記憶する同

僚3人の住所に照会文書を送付したが、いずれも宛先不明で返送されてきており、これらの者の所在は不明である上、申立人が記憶する当該3人の電話番号も現在使用されていないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、申立期間にF社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするF社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主の氏名を記憶していない上、申立人が記憶する同僚4人の住所に照会文書を送付したが、いずれも宛先不明で返送されてきており、これらの者の所在は不明である上、申立人が記憶する当該4人の電話番号も現在使用されていないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑥について、申立人は、申立期間にG社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、G社が名称変更したJ社は、「当社が保管する人事記録名簿には、申立人の氏名は記載されていない。また、会社設立当時の厚生年金保険被保険者資格取得届をすべて保管しているが、これらの中に申立人の氏名は記載されていない。」と陳述している。

また、申立人が記憶する事業主、上司及び同僚5人の住所に照会文書を送付したが、いずれも宛先不明で返送されてきており、これらの者の所在は不明であるほか、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた2人は、いずれも「申立人を知らない。」と陳述しているため、これらの者からも、申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、申立人が記憶する当該7人は、いずれもG社において被保険者としての記録は無いほか、J社は、「当社が保管する人事記録簿には、当該7人の氏名は記載されていない。」と陳述しているため、これらの者が同社で勤務したことを確認できない。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間⑥に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑦について、申立人は、申立期間にH社で勤務し、厚生年金保険に

加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするH社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人が記憶する同僚8人の住所に照会文書を送付したが、いずれも宛先不明で返送されてきており、これらの者の所在は不明である上、申立人が記憶する当該8人の電話番号も現在使用されていないことから、申立人の勤務実態等を確認できない。

なお、申立人は、申立期間にK社内でL業務に従事したと陳述していることから、K社に照会したところ、「当時、L業務をグループ会社のM社に委託していたと思う。」との回答があったことから、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、同名簿に申立人及び申立人が記憶する同僚の氏名は記載されていないほか、同社が平成7年に名称変更したN社は、「申立期間当時の資料を保管してない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間⑦に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑧について、I社提出の平成9年7月から11年2月までの期間の賃金台帳及び事業主の陳述から、申立人が当該期間に同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、上記の賃金台帳を見ると、いずれの月も厚生年金保険料の控除額記載欄は空欄となっているところ、I社は、「申立人は、アルバイトであり、勤務も不定期であったので、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と陳述している。

また、I社において申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、聴取することができた二人中一人が申立人を記憶しているものの、同人は、「申立人はアルバイトであり、勤務も不定期であった。I社では、アルバイトは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間の150か月のうち、89か月について、国民年金保険料を納付（申請免除期間4か月を含む）していることがオンライン記録により確認できる上、O市は、「当市が保管する記録によると、申立人は、昭和57年9月1日から平成20年3月末まで、国民健康保険に継続して加入している。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間⑧に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。